

意見書案

意見書案第2号

新たな過疎対策法の制定に関する意見書について

新たな過疎対策法の制定に関する意見書を次のとおり提出するものとする。

令和元年6月21日提出

議会運営委員長 十河剛志

新たな過疎対策法の制定に関する意見書

過疎対策については、昭和45年に「過疎地域対策緊急措置法」制定以来、4次にわたる特別措置法の制定により、総合的な過疎対策事業が実施され、過疎地域における生活環境の整備や産業の振興など一定の成果を上げたところです。

しかしながら、依然として多くの集落が消滅の危機に瀕し、また、森林管理の放置による森林の荒廃や度重なる豪雨・地震等の発生による林地崩壊、河川の氾濫など、極めて深刻な状況に直面しています。

過疎地域は、我が国の国土の過半を占め、豊かな自然や歴史・文化を有するふるさとの地域であり、都市に対する食料・水・エネルギーの供給、国土・自然環境の保全、いやしの場の提供、災害の防止、森林による地球温暖化の防止などに多大な貢献をしています。

過疎地域が果たしているこのような多面的・公益的機能は国民共有の財産であり、それは過疎地域の住民によって支えられてきたものです。

現行の「過疎地域自立促進特別措置法」は令和3年3月末をもって失効することとなりますが、過疎地域が果たしている多面的・公益的機能を今後も維持していくためには、引き続き過疎地域に対して総合的かつ積極的な支援を充実・強化し、住民の暮らしを支えていく施策を確立・推進することが重要です。

過疎地域が、そこに住み続ける住民にとって安心・安全に暮らせる地域として健全に維持されることは、同時に、都市をも含めた国民全体の安心・安全な生活に寄与するものであることから、引き続き総合的な過疎対策を充実強化させることが必要です。

よって国においては、新たな過疎対策法の制定を強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和元年6月21日

士 別 市 議 会

(提出先)

内 閣 総 理 大 臣
財 務 大 臣
総 務 大 臣
農 林 水 産 大 臣
国 土 交 通 大 臣

意見書案第3号

2020年度地方財政の充実・強化を求める意見書について

2020年度地方財政の充実・強化を求める意見書を次のとおり提出するものとする。

令和元年6月21日提出

議会運営委員長 十 河 剛 志

2020年度地方財政の充実・強化を求める意見書

地方自治体は、子育て支援策の充実と保育人材の確保、高齢化が進行する中での医療・介護などの社会保障への対応、地域交通の維持など、果たす役割が拡大する中で、人口減少対策を含む地方版総合戦略の実行や大規模災害を想定した防災・減災対策の実施など、新たな政策課題に直面しています。

一方、地方公務員を初めとした公的サービスを担う人材に限られる中で、新たなニーズへの対応と細やかな公的サービスの提供が困難となっており、人材確保を進めるとともに、これに対応し得る地方財政の確立を目指す必要があります。

政府の骨太2018では「(地方の)一般財源総額について2018年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する」とされ、2019年度の地方財政計画でも、一般財源総額は62兆7,072億円(前年比+1.0%)となり過去最高水準となりました。

しかし、一般財源総額の増額分も、幼児教育の無償化など、国の政策に対応する財源を確保

した結果であり、社会保障費関連を初めとする地方の財政需要に対応するためには、さらなる地方財政の充実・強化が求められています。

2020年度の政府予算と地方財政の検討に当たっては、歳入・歳出を的確に見積もり、人的サービスを主とした社会保障関連予算の充実と地方財政の確立を目指すことが必要です。

よって国においては、下記事項について実施するよう強く要望します。

記

1. 社会保障、災害対策、環境対策、地域交通対策、人口減少対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに対応し得る地方一般財源総額の確保を図ること。
2. 2020年度から施行される会計年度任用職員制度の構築・運用に当たっては、改正法の主旨である処遇改善を行うための財源が必要であり、その確保を確実に図ること。
3. 子ども・子育て支援新制度、地域医療の確保、地域包括ケアシステムの構築、生活困窮者自立支援、介護保険制度や国民健康保険制度の見直しなど、急増する社会保障ニーズへの対応と人材を確保するための社会保障関連予算の確保及び地方財政措置を的確に行うこと。とりわけ、幼児教育の無償化に伴う地方負担分の財源確保を確実に図ること。
4. 「まち・ひと・しごと創生事業費」として確保されている1兆円について、引き続き同規模の財源を確保すること。
5. 森林環境譲与税の譲与基準については、地方団体と協議を進め、林業需要の高い自治体への譲与額を増大させるよう見直しを行うこと。
6. 地方交付税における「トップランナー方式」の導入は、地域によって人口規模・事業規模の差異、各自治体における検討経過や民間産業の展開度合いの違いを無視して経費を算定するものであり、廃止に向け検討すること。
7. 地域間の財源偏在性の是正のため、偏在性の小さい所得税・消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、抜本的な解決策の協議を行うこと。
同時に、各種税制の廃止、減税を検討する際には、自治体財政に与える影響を十分検証した上で、代替財源の確保を初め、財政運営に支障が生じることのないよう対応を図ること。
8. 地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化を図り、市町村合併の算定特例の終了を踏まえた新たな財政需要の把握、小規模自治体に配慮した段階補正の強化などの対策を講じること。
9. 2019年度の地方財政計画では依然として4兆円規模の財源不足が生じていることから、地方交付税の法定率を引き上げ、臨時財政対策債に頼らない地方財政を確立すること。
10. 自治体の基金残高を、地方財政計画や地方交付税に反映させないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和元年6月21日

士 別 市 議 会

(提出先)

内 閣 総 理 大 臣
財 務 大 臣
総 務 大 臣
経 済 産 業 大 臣
内 閣 官 房 長 官
内閣府特命担当大臣 (地方創生、規制改革担当)
内閣府特命担当大臣 (経済財政政策担当)

意見書案第4号

「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、教職員の超勤・多忙化解消・「30人以下学級」の実現に向けた意見書を次のとおり提出するものとする。

「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、教職員の超勤・多忙化解消・「30人以下学級」の実現に向けた意見書を次のとおり提出するものとする。

令和元年6月21日提出

議会運営委員長 十 河 剛 志

「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、教職員の超勤・多忙化解消・「30人以下学級」の実現に向けた意見書

義務教育費国庫負担率が1/2から1/3になったことで、定数内期限付採用や非常勤教職員が増加し、教職員定数の未充足などの状況が顕著になっている中、文科省は「学校における働き方改革や複雑化・困難化する教育課題に対応するため」(2026年度までの改善予定数18,910人)

として、2019年度分2,615人増の要求を行いました。しかし、8年間の教職員定数改善計画は実現されず、加配定数1,210人（うち小学校英語専科教員1,000人）、17年3月の義務標準法改正による基礎定数化に伴う定数246人、計1,456人の定数増にとどまりました。

子どもたちへのきめ細やかな教育のためにも、教職員定数を抜本的に改善するなど、教職員の超勤・多忙化解消が不可欠です。そのためには、中教審特別部会の「答申」などによる業務量の抜本的削減をないがしろにした時間短縮などではなく、教職員の無制限・無定量の超過勤務を容認する「給特法・条例」を廃止するなどの法整備の見直しとともに、すべての教職員の抜本的な超勤実態の解消となる、基礎定数法改善による「第8次教職員定数改善計画」の策定や、「30人以下学級」など少人数学級の早期実現、全教職員による協力・協働体制による「学校づくり」を具現化することが必要です。

17年9月に厚労省が発表した2016年の「国民生活基礎調査」では、18歳未満の子どもがいる世帯の子どもの貧困率は13.9%、ひとり親世帯は50.8%と、依然として7人に1人の子どもが貧困状態にあります。また、17年12月、文科省が発表した「就学援助実施状況等調査」では、要保護・準要保護率は、全国で15.43%と7人に1人、北海道においては全国で6番目に高い21.64%と5人に1人が補助を受けている状況となっており、依然厳しい実態にあります。

このような状況にあるにもかかわらず、教育現場では、私費負担も依然として減少せず、地方交付税措置されている教材費や図書費についても自治体でその措置に格差が生じています。

さらに、生活扶助費の切り下げによる就学援助制度の改正や「高校授業料無償制度」への所得制限、さらには「給付型奨学金」は対象者が限定されていることから有利子「奨学金制度」を利用せざるを得ない子どもたちが、返済に悩み苦しむなど、家庭・子どもの「貧困と格差」は改善されず、経済的な理由で進学・就学を断念するなど「教育の機会均等」は崩され、学習権を含む子どもの人権が保障されない状況となっています。子どもたちは、住む地域や環境に関係なく平等に教育を受ける権利を有しています。その保障のためには、国による教育予算の確保と拡充が必要です。

よって国においては、下記事項について実施するよう強く要望します。

記

1. 国の責務である教育の機会均等・水準の最低保障を担保するため、義務教育費を無償とするよう、また、義務教育費国庫負担制度の堅持、当面、義務教育国庫負担金の負担率を1/2に還元すること。
2. 「30人以下学級」の早期実現にむけて、小学校1年生から中学校3年生の学級編制標準を順次改定すること。また、地域の特性にあった教育環境整備・教育活動の推進、住む地域に関係なく子どもたちの教育を保障するため、義務標準法改正を伴う計画的な教職員定数改善の早期実現、教頭・養護教諭・事務職員の全校配置の実現のため、必要な予算の確保・拡充

を図ること。

3. 給食費、修学旅行費、教材費など保護者負担の軽減、図書費など国の責任において教育予算の十分な確保、拡充を行うこと。
4. 就学援助制度・奨学金制度のさらなる拡大、高校授業料無償化など、就学保障の充実に向け、国の責任において予算の十分な確保、拡充を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和元年6月21日

士 別 市 議 会

(提出先)

内 閣 総 理 大 臣
財 務 大 臣
総 務 大 臣
文 部 科 学 大 臣
内閣府特命担当大臣 (地方創生、規制改革担当)
衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長

意見書案第5号

子どもに係る国民健康保険均等割保険料の負担軽減策を求める意見書について

子どもに係る国民健康保険均等割保険料の負担軽減策を求める意見書を次のとおり提出するものとする。

令和元年6月21日提出

議会運営委員長 十 河 剛 志

子どもに係る国民健康保険均等割保険料の負担軽減策を求める意見書

国民健康保険制度スタート当初、政府は「無職者が加入」し「保険料に事業主負担がない」

国保を保険制度として維持するには、「相当額の国庫負担」が必要としていました。

ところが、1984年の国保法改正による定率国庫負担割合の切り下げを皮切りに、国保の財政運営に対する国の責任を次々と後退させてきた結果、国保の総会計に占める国庫支出金の割合は、1980年代前半の50%から20.3%（2015年度）にまで下げられています。

国保に対する国の責任後退と国保加入者の貧困化、高齢化、重症化が進む中で、国民健康保険料（税）の高騰が続き、支払い能力の限界を超えています。

国保の構造的な危機を打開するためには、全国知事会、市長会、町村会なども要望し続けている国保の定率国庫負担の増額、また2014年に要望した公費を1兆円投入するなど、国庫負担を増やす以外に道はありません。

国保料（税）が協会けんぽなどと比べて、著しく高くなる要因には、国保にしかない「均等割」「平等割（世帯割）」という保険料（税）の算出方法にあります。とりわけ均等割は、子どもが多ければ多いほど保険料が高くなる子育て支援にも逆行する算定方法です。

現物給付による医療費助成を行った場合の国民健康保険の国庫負担軽減調整措置が部分的に廃止されるなど、国においては地方自治体の要望を受け止めていただいたところですが、引き続き「医療保険制度間の公平と今後の医療費の増崇に耐え得る財政基盤の確立を図るため、子どもに係る均等割保険料軽減措置の導入や国定率負担の引き上げ等々財政支援の方策を講じる」

（全国知事会「平成31年度国の施策並びに予算に関する提案、要望」（社会保障関係）、平成30年7月27日）など地方自治体の切実な要望を受け止めていただき、子育て支援の観点から国保料（税）の算定にかかわる子どもの均等割保険料の軽減措置を強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和元年6月21日

士 別 市 議 会

（提出先）

内 閣 総 理 大 臣
財 務 大 臣
総 務 大 臣
厚 生 労 働 大 臣
衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長

意見書案第6号

「これからの高校づくりに関する指針」を見直し、機械的な高校統廃合を行わないことを求める意見書について

「これからの高校づくりに関する指針」を見直し、機械的な高校統廃合を行わないことを求める意見書を次のとおり提出するものとする。

令和元年6月21日提出

議会運営委員長 十 河 剛 志

「これからの高校づくりに関する指針」を見直し、機械的な高校統廃合を行わないことを求める意見書

北海道教育委員会は2018年3月「これからの高校づくりに関する指針」（以下「指針」）を決定しました。

指針は、1学年4から8学級を望ましい学校規模とし、3学級以下は原則統廃合の対象としています。今後もこの新指針によって高校統廃合が行われれば、実に95校が統廃合の対象となり、道立高校の約48%の存続が脅かされることとなります。

小規模校では、困難さを抱えている生徒にもよく目がゆきとどき、一人一人の子どもたちに寄り添った教育をすることや、地域の特色を生かした教育課程を編成することができます。しかしながら、こうした利点に目を向けずに、1学年4から8学級を望ましい学校規模とし、高校統廃合を進めた結果、高校のない地域では、遠距離通学を強いられる生徒を多く生み出しています。道教委の高校配置計画を策定するために開催される、地域別検討協議会の参加者からは、「機械的に高校をなくさないでほしい」という声が多方面から聞かれます。長野県のように学校種や地域の実情を考慮した学校配置の基準を設定している自治体もある一方で、北海道は全道一律の基準で統廃合を進めようとしています。北海道の広域性を考えれば、1学年4から8学級を望ましい学校規模とすることは、まったく現実的ではありません。むしろ、道独自に少人数学級を高校で実施し、子どもたちや保護者・地域住民の声を聞きながら学校づくりを進めることこそが大切です。また、それが北海道の喫緊の課題である地方創生にもつながっていくと考えます。

今求められるのは、地域の学校を存続させ、地域の高校が高校としての機能を果たせる施策の実現であり子どもの学ぶ権利の保障です。

よって北海道及び北海道教育委員会においては、下記事項について実施するよう強く要望し

ます。

記

1. 道・道教委は独自に少人数学級を高校で実施し、機械的な高校統廃合を行わないこと。
2. 道・道教委は、地域の願いや実態に応じ、子どもの学ぶ権利や教育の機会均等を保障する立場から「1学年4から8学級を望ましい学校規模」とする「これからの高校づくりに関する指針」を見直すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和元年6月21日

士 別 市 議 会

(提出先)

北 海 道 知 事
北海道教育委員会教育長

意見書案第7号

特別支援学校の設置基準の策定及び特別支援学級の学級編制標準の改善を求める
意見書について

特別支援学校の設置基準の策定及び特別支援学級の学級編制標準の改善を求める意見書
を次のとおり提出するものとする。

令和元年6月21日提出

議会運営委員長 十 河 剛 志

特別支援学校の設置基準の策定及び特別支援学級の学級編制標準の改善を求める
意見書

全国的に特別支援学校の児童・生徒数の増加が進み、在籍者数は2008（平成20）年度の11万

2,334人から2018（平成30）年度には14万3,379人と10年間で3万1,045人増えています。（平成30年度学校基本調査）一方、学校数は2008年度が1026校で2018年度が1141校と115校増えただけで、在籍数の増加に見合った学校建設が進んでいません。150人を想定した規模の学校に400人以上の児童・生徒が押し込まれるなど、子どもたちの学ぶ権利を奪うばかりか、命と健康をも脅かしています。

普通教室確保のために、1つの教室を薄いカーテンで仕切り2教室として使ったり図書室や音楽室などの特別教室を普通教室に転用したりしています。仕切った教室はとても狭い上に、隣のクラスの先生や子どもの声が筒抜けになり、落ち着いた授業にはなりません。特別教室がない学校では、音楽も、図工・美術も作業学習もすべて普通教室で行わなければなりません。

こういった事態の根幹にあるのが、幼稚園から小・中学校、高校、大学、専門学校まですべてにある設置基準が特別支援学校だけにあることです。設置基準は学校を設置するのに必要な最低の基準であり、設置者はこの基準の向上を図ることに努めなければならないとされています。小学校の設置基準では、12から18学級が標準とされ、それ以上は過大校扱いとなり、新たな学校建設や増設が検討されます。ところが、特別支援学校では80学級を超える学校があっても、子どもと教職員に負担を強いるだけで、学校の新增設は進んでいません。

また、全国的に特別支援学級在籍の児童・生徒数の増加も止まりません。文科省学校基本調査によれば、小・中学校合わせて2008年度は、12万4,166人から2018年度は25万5,520人と2.1倍になっています。

在籍する児童・生徒の状況は多様で医療的ケアが必要な子ども、学年に沿った教科学習が可能な情緒障害の子ども、個別対応が常時必要な子ども等々、実態に大きな差があります。さらに小学校では1年生から6年生まで、中学校では1年生から3年生までが在籍し、学年差、年齢差に応じた指導が必要であるにもかかわらず、十分な対応ができないのが現状です。

8人の子どもを一人で担任することは負担が大きく、既に限界を超えています。しかし1993年の第6次定数改善以来、特別支援学級の学級編制標準は1学級8名のまま変わっていません。これを引き下げることが必要です。

よって国においては、下記事項について実施するよう強く要望します。

記

1. 特別支援学校の設置基準を策定すること。
2. 特別支援学級の学級編制標準を改善すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和元年6月21日

(提出先)

内 閣 総 理 大 臣
財 務 大 臣
総 務 大 臣
文 部 科 学 大 臣
衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長

意見書案第8号

日米貿易協定交渉から日本の農業・農村を守る要望意見書について

日米貿易協定交渉から日本の農業・農村を守る要望意見書を次のとおり提出するものとする。

令和元年6月21日提出

議会運営委員長 十 河 剛 志

日米貿易協定交渉から日本の農業・農村を守る要望意見書

日米貿易協定交渉の初会合が4月に開催され、過去の経済連携協定の内容が最大限とする日米共同声明に沿って交渉することを確認し、早期妥結に向けた交渉を進めることで一致したとしています。

しかしながら、物品貿易協定（TAG）と強調していた交渉範囲は物品にとどまらず、電子商取引などデジタル貿易についても協議するとされ、また、米国側は、通貨安の防止を図るため、為替条項も取り扱うよう求めています。

一方、共同声明に沿って交渉するとしながらも、米国内では、農業分野での先行妥結を求める声とともに、TPPを上回る関税撤廃・削減や輸入枠拡大を求める業界団体からの圧力が高まっています。すでに、TPP11及び日EU・EPA協定発効によって牛肉やチーズなど農産品が前年より輸入増加する状況下、このまま米国の強硬な要求に屈すれば日本の農業及び関連産業や地域経済・社会が甚大な影響を被ることになり、わが国の食糧主権を形骸化し、国内農

業・農村の崩壊につながる可能性があります。自動車などの対米輸出のために、国民の命の源である自国の農産物を代償として差し出すことは断じて許されません。

世界的には、人口増加による食料不足や、頻発する自然災害で食料供給が不安定になる可能性が高いとされるなか、安全・安心な食糧を安定的に国民に供給することが重要になっています。

よって国においては、日米貿易協定交渉に当たり、わが国の食糧主権及び食料安全保障が守られるよう下記事項について強く要望します。

記

1. 国民への安全で安心な食糧を安定的に供給する観点から、わが国の食糧主権と食料安全保障を守ることを基本に、交渉内容の丁寧な情報提供を行い、国民合意がないまま交渉を拙速に妥協しないこと。
2. 農業者の不安を払拭するため、国内の農業・農村をつぶしかねない米国の強硬な要求に屈することなく、重要農畜産物の関税削減・撤廃及び輸入枠拡大などは断じて受け入れないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和元年6月21日

士 別 市 議 会

(提出先)

内 閣 総 理 大 臣

農 林 水 産 大 臣

内閣府特命担当大臣（経済財政政策担当）

衆 議 院 議 長

参 議 院 議 長